

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 第2期中期目標

前文

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。）は、平成22年4月1日に地方独立行政法人として運営を開始し、その後平成25年5月1日には、佐賀市嘉瀬地区への移転を機に、機能を充実した新病院であることを明確に示すため、名称を「佐賀県医療センター好生館」（以下「好生館」という。）に変更し、新たな歴史を刻んでいるところである。

平成22年度から平成25年度までの第1期中期目標期間中においては、本県の中核的医療機関として、3次救急医療の提供、高度・専門医療や政策医療の提供、さらに新病院移転新築計画の推進など公的使命を果たし、県民の健康の維持と県内医療水準の向上等に貢献することを求めている。

この間、法人においては、新病院の円滑な開院、医師や資格取得者等の人材確保や専門性向上の取組による高度・専門医療の充実、財務面でも安定した収支構造を達成するなど、着実な成果を上げている。

この実績は、法人職員が一丸となって中期計画を着実に実施し、その役割を果たした結果であり、外部委員で構成される評価委員会においても評価を得ている。

第2期中期目標期間においても、さらなる少子・高齢化の進展、生活習慣病の増加など疾病構造の変化、医療技術の高度化・専門化、県民の健康や医療、災害医療に対する意識の高まりなどにより、医療を取り巻く環境は変化していくものと思われる。こうした変化に対応しながら、県民の期待に応えられる安全・安心かつ良質な医療を提供していくことがさらに求められる。

また、第1期中期目標期間中の運営面・経営面の検証や、第6次佐賀県保健医療計画において好生館に求められている役割、東日本大震災後の新たな医療ニーズ等に応えることが求められる。

こうしたことを踏まえ、引き続き、自立性・機動性・透明性の高い病院運営に努め、

P D C Aサイクルによる目標管理の徹底により中期目標を着実に達成するとともに、次のような公的使命を果たし、県民の健康の維持と県内医療水準の向上、地域医療の支援に貢献することにより、患者、家族、医療関係者誰からも信頼され、人が集まる病院を目指していくことを求めるものである。

- 3次救急医療を提供していくこと
- 県民からのニーズの高いがん、循環器系疾患に対する医療をはじめとする高度・専門医療や政策医療等、一般の医療機関では担いきれない医療を提供していくこと
- 基幹災害拠点病院、臨床研修病院、地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院、二次被ばく医療機関などの機能充実を図ること

※ P D C Aサイクル

業務遂行に際し、「計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)にもとづいて改善(Action)を行う、という工程を継続的に繰り返す」
仕組(考え方)のこと

第1 中期目標の期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とする。

第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 佐賀県医療センター好生館が担うべき医療の提供及び医療水準の向上

法人は、好生館を着実に運営すること。なお、佐賀県は設立団体として、法人に対し必要な支援を行う。

(1) 好生館が担うべき医療の提供

① 充実した救急医療の提供

- ・ 傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供すること。

- ・佐賀県ドクターヘリ事業について、基地病院である佐賀大学医学部附属病院と連携・協力体制を構築し、連携病院として、その機能を発揮すること。

②高度・専門医療の提供

- ・循環器系疾患に対する医療、がんに対する医療、小児・周産期医療、感染症医療など、本県における中核的医療機関として求められる高度・専門医療を提供すること。

③高度医療機器の計画的な更新・整備

- ・好生館として担うべき診療機能を果たすため、必要な高度医療機器の計画的な更新・整備に努めること。

(2) 医療スタッフの確保・育成

①優秀なスタッフの確保・専門性の向上

- ・医療機能の維持・向上のため、優秀なスタッフを適正数確保できるよう努めること。
- ・専門医資格、認定看護師資格、専門看護師資格など、資格取得に向けた支援を充実し、スタッフの専門性の向上を図ること。

②医療スタッフの育成

- ・地域における救命救急医療の安定的な提供等に資するため、救急スタッフの育成に取り組むこと。
- ・また、教育研修体制の充実を図り、地域における医療従事者や卒業前の学生の研修受け入れ、養成に取り組むこと。

(3) 信頼される医療の提供

①科学的根拠に基づく医療

- ・患者や家族からの信頼を得、適切な医療を提供するため、科学的根拠に基づく医療（EBM）を推進すること。

②患者中心の医療

- ・インフォームドコンセントの徹底に努めること。
- ・退院支援など相談体制の充実を図ること。
- ・患者が希望すれば、セカンドオピニオンを受けることができるよう、体制の整備を図ること。

※ インフォームドコンセント

正しい情報を伝えた上での医療従事者と患者との合意のこと。

※ セカンドオピニオン

患者やその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の専門医の意見を聞くこと。

③地域の医療機関等との連携強化

- ・紹介・逆紹介、地域連携クリティカルパス活用、がん治療における九州国際重粒子線がん治療センター（サガハイマツ）との連携、さらに在宅医療への協力など、地域の医療機関や拠点病院等との連携・役割分担に努めること。

※ 地域連携クリティカルパス

患者ごとに、退院までの治療内容をまとめた計画表のことで、各医療機関はこれを共有し、参考にしながら治療を行っていくもの。

(4) 災害時等の協力

- ・基幹災害拠点病院として大規模災害発生時に備えた機能の充実を図ること。
また、患者を受け入れ、必要な医療の提供を行うとともに、患者が集中する医療機関や救護所への医療従事者の応援派遣等の協力を行うこと。
- ・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等による救護活動に取り組むこと。
- ・二次被ばく医療機関としての役割を果たすため、被ばく医療に携わる人材の育成及び機能整備の強化に取り組み、原子力災害に適切に備えるとともに、災害発生時には、被ばく患者を受け入れ、必要な医療を提供すること。

- ・新型インフルエンザ等公衆衛生上の重大な危機が発生又は発生しようとしている場合には、佐賀県の対応に協力すること。

2 患者・県民サービスの一層の向上

(1) 患者の利便性向上

- ・患者や家族が入院生活を快適に過ごすことができるよう、院内における患者の意向把握や利便性向上に努め、快適な療養環境の提供を図ること。
- ・待ち時間の短縮等、患者へ提供するサービスについて満足度の向上に努めること。

(2) 職員の接遇向上

- ・患者や家族、県民からの信頼と親しみを得られるよう、職員の意識を高め、接遇の向上に努めること。

(3) ボランティアとの協働

- ・ボランティア活動がしやすい環境をつくり、ボランティアとの協働による患者サービスの向上に努めること。

3 社会的責任の遂行

(1) 環境への負荷の小さい病院運営

- ・病院の運営に当たって、リサイクルの推進など、常に環境への負荷を小さくするよう心がけること。

(2) 社会的信頼の向上

- ・法令の遵守や、患者・家族への誠実かつ公平な対応、個人情報の保護等に努めること。

(3) 医療・健康の情報発信

- ・ホームページの活用や講演会の開催等を通じて、県民への医療・健康情報の

発信に努めること。

- ・カルテ（診療簿）・レセプト（診療報酬明細書）等医療情報の適切な開示や他の医療機関との情報共有に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務の改善・効率化

（1）効率的な業務運営

- ・地方独立行政法人のメリットを活かして医療需要の変化に迅速に対応し、病院の組織体制、診療内容等の見直しを行い、効果的、効率的な業務運営に努めること。

（2）事務部門の専門性向上

- ・業務の継続的な見直し、電算システムの活用等により、事務部門の効率化を図ること。
- ・法人プロパーの事務職員の採用・育成等、病院事務としての専門性の向上を図ること。

（3）人事評価制度の構築

- ・職員の業績や能力を適正に評価し、努力した職員が相応な処遇を受けられるよう、客観性の高い人事評価制度の構築を図ること。

2 経営基盤の安定化

（1）収益の確保

- ・診療報酬の請求もれ、減点の防止や未収金の発生防止等、収益の確保に努めること。
- ・病床利用率や平均在院日数等の目標値を設定し、その達成に努めること。

（2）費用の節減

- ・費用節減のための具体策を検討し、薬剤費、材料費、人件費等の医業収益に占める目標値を設定し、その達成に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

- ・新病院の建設に伴う、減価償却費の負担や償還額の増加により経常収支のマイナスが予想されるため、計画的・効率的な病院経営を通じて、早期の経常収支の改善に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 スタッフが就労したい・しやすい環境の整備

- ・医療スタッフの安定的な確保を図るため、多様な勤務形態の導入等、スタッフが就労しやすい環境の整備に努めること。
- ・また、現場を離れたスタッフが、スムーズに仕事に復帰できるよう適切な支援を行うこと。

2 地方債償還に対する負担

- ・好生館の施設・設備整備等に係る地方債について、毎年度確実に負担すること。